

小牧市建築物等及び空地の適切な管理に対する考え方

1 目的

空家等対策の推進に関する特別措置法で定めるもののほか、市内にある建築物等及び空地に対し、その適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、建築物等及び空地が管理不全な状態となることを防止し、市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することとする。

2 項目の説明

① 管理不全な状態

建築物等又は空地が適切に管理がされていない状態であって、次のいずれかに該当するもの

ア. 建築物又は工作物が倒壊等するおそれのある状態

イ. 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれのある状態

ウ. 擁壁が老朽化し、周囲に危険を及ぼすおそれのある状態

エ. 立木その他の土地の定着物が、公道との境界線を越え通行の妨げになっている状態又は不特定多数の地域住民等に被害を及ぼすおそれのある状態

オ. 空地において、雑草（これに類するかん木を含む。）が繁茂し、又は枯草が密集し、それらがそのまま放置されているために火災、犯罪又は害虫の発生原因となり、生活環境が阻害されるおそれのある状態

カ. 堆積された状態にある廃棄物等に起因して、害虫等が生息している状態等、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼしている状態又はそのおそれのある状態

キ. アからカまでに掲げるもののほか、目的を達成するために放置することが不適切である状態として市長が認めたもの

② 緊急安全措置等

建築物等又は空地がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態又はその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあり、不特定多数の人の生命又は身体に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合で、緊急の必要があると認めるときは、危険な状態を回避するために必要な最小限の措置を行うことができる。

また、空家等においては、地域防犯及び保安上の支障を除去し、又は軽減することができるときは、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置その他軽微な措置を行うことができる。

措置を行った場合には措置の内容を所有者等に通知し、措置に要した費用を所有者等に請求することができる。